２）平成７年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。(特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として３ヶ月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑼　上記１．⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)。

⑾　沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　競争入札に参加しようとする者は、契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書を提出しなければならない。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

１）配置予定技術者の能力及び企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。

２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

２）加算点　加算点については入札説明書による。

３）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点(品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

４）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）　加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、企業の基礎技術力及び企業の信頼性・社会性における評価結果に施工体制評価点の割合を乗じた数値とする。(入札説明書参照)

５）総合評価　価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、１)、３）及び４）により得られる基礎点、施工体制評価点及び見直し加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。)をもって行う。

⑶　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。)に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

１）日時：平成23年３月18日

２）場所：沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２合同庁舎２号館３階沖縄総合事務局業務打合せ室

３）資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

４）その他：入札参加者別のヒアリングについては、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名以内とする。

追加資料（入札説明書参照）の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合（辞退含む）及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。)は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

⑷　落札者の決定方法　次の要件に該当する者のうち、⑵５）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

３）提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。(以下「要求要件」という。)

⑸　評価内容の担保　施工計画に記載した内容について、実際の施工に際しては受注者の責により技術提案内容を満足できない場合は工事成績評定点を減じる措置を行う。

⑹　技術提案等の採否に関する問い合わせ　入札参加者は、技術提案等の採否の通知に関し、説明を求めることができる。なお、詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係　電話098―866―0031（内線2528）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。(電子入札システムの調達案件一覧表中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)交付期間は、平成22年12月２日から平成23年３月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時00分から午後５時15分まで。

ただし、やむ得ない事由により、書面による交付を希望する場合、上記４⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

⑶　申請書、資料及び技術提案資料の提出期間、場所及び方法　電子入札システムにより提出を行う場合は、平成22年12月２日から平成22年12月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時00分から午後５時15分まで。ただし、申請書、資料及び技術提案資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

なお、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。)することとし、持参する場合は、平成22年12月２日から平成22年12月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時00分から午後５時15分までとし、郵送の場合は上記期間内に必着させること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。)すること。

１）電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年３月３日午前10時00分。

２）紙により持参の場合には、平成23年３月３日午前10時00分までに上記４⑴へ持参すること。

３）郵送による入札書の受領期限は、平成23年３月３日午前10時00分までの必着とする（書留郵便に限る)。郵送先は、上記４⑴と同じ。

４）開札は、平成23年３月４日午前10時00分から沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。